

平成 30 年度 事業計画

社会福祉法人 姫路潮会

1. 理念

「一人ひとりを大切にともに生きる」に基づき平成 30 年度事業を執行する。

2. 基本方針

- ・法令遵守を基本とした法人経営を行う
- ・利用者の尊厳を支える福祉サービスを提供する
- ・日常生活、社会生活の支援が、共生社会の実現に繋がり、利用者、地域住民から評価される質の高いサービスを提供する
- ・各種制度の意思、方向性を見極め、中長期的視野に立った安定した経営の構築
- ・福祉人材の育成、確保に向け、職員の専門性向上、たゆまぬ研鑽を育む環境づくりに努める。
- ・第三者評価、情報公表、苦情解決等を通じた透明性確保の対応
- ・新たな福祉事業の推進と、利用者、地域の福祉ニーズに沿った積極的な取り組みをする
- ・効率的な運営による安定経営体制の構築

3. 理事会・評議員会の開催

評議員会は、定款等の重要事項を決定する。

理事会は業務執行の決定を行う。

- (1) 理事会・・・平成 30 年 6 月、平成 31 年 3 月
- (2) 評議員会・・・平成 30 年 6 月

ただし、必要がある場合はその都度開催する。

4. 事業運営

●第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業

- ①ぬかちゃん網干作業所（生活介護）（就労継続支援 B 型）
- ②ぬかちゃん手柄作業所（生活介護）（就労継続支援 B 型）
- ③ケアホームきらめ樹・かがや樹（共同生活援助）

●収益事業（社会福祉法第 26 条規定）

太陽光発電売電事業（ケアホームきらめ樹・かがや樹の屋上）

5. 重点取組内容

(1) 経営組織の強化

①法改正に基づく評議員会・理事会の開催と運営
理事長による職務の執行状況を理事会に報告（毎会計年度に4箇月を越える間隔で2回以上）事業活動状況、事業執行の課題、行政等への届出、予算について

②利用者の高齢化対策
数年後を視野に入れた計画策定
成年後見制度の情報提供

(2) 法人としての理念／基本方針の周知、規程等の遵守

①理念、基本方針を全職員に周知徹底
会議、研修等の場を活用して実施
②関係法令及び新定款の遵守
改正社会福祉法の適正運用

(3) 利用者への支援

①利用者の権利擁護
虐待及び身体拘束防止等の周知
②各事業所の現況に沿った施設行事の提供
③家族会との意見交換
④近年多発している災害、事故、事件等に備え防災、防犯訓練を実施
⑤個別支援計画の策定
⑥事故が起きないよう安心、安全となる環境整備
⑦各事業所の嘱託医、看護師と連携をとり健康管理に努める
⑧余暇活動の充実
⑨利用者の高齢化に伴う体力低下対策

(4) 就労事業の充実

①自主商品となるもの見直し、新規開拓
②設備面の充実
③工賃規程に沿った適正な工賃支給の継続

(5) 施設・設備の改善

①玄関前のスロープ改修 <網干>
②防犯対策の充実 <全事業所>

(6) 人事管理の充実

①通年募集を継続
②職員処遇改善の実施をし、職員定着率アップ
③非正規職員から正規職員への転換増
③人事給与制度の適正化、明確な人事考課
④個人情報保護対策の強化 個人情報の安全管理
⑤職員目標管理
個々に目標設定、評価を文書化させ、それらが明確に給与に反映するシステム作り

明確なキャリアアップの体制作り

(7) 財務管理

- ①会計処理の適正化
コンサルティングによる指導・相談を継続
- ②会計基準による会計処理
会計基準に基づき適正な処理を実施
- ③契約の透明性の確保
定款、経理規程の遵守
契約更新時における内容の見直し

(8) 苦情受付及び第三者委員の配置

- ①苦情解決における体制強化
- ②第三者委員 2名

(9) 福祉サービス第三者評価の受審

- ①長期間にわたって未受審となっているので、受審できる体制作りに引き続き努める。併せて実情に沿った規程類の見直しの実施

(10) 事業経営の透明性推進

- ①事業経営状況のホームページ等による公表
- ②役員報酬規程の公表
- ③内部留保を明確にさせ、事業継続財産の算定と社会福祉充実残額の把握
- ④必要があれば福祉充実計画の作成

(11) 非常時対策

- ①災害等に備えて備蓄品の確保
- ②全事業所において防犯対策の強化を図る

(12) 改正社会福祉法への対応

- ①評議員会を議決機関・牽制機関、理事会を意思決定機関とした運営の継続
監事の理事会への出席義務及び報告義務
- ②事業運営の透明性の向上
定款、役員報酬規程、計算書類、社会福祉充実計画の内容等必要に応じて公表する。
- ③財務規律の強化
内部留保の明確化